

デ社第 200 号  
総行デ第 114 号  
令和 5 年 5 月 23 日

各都道府県担当部長 殿  
(市区町村担当課・行政情報化担当課扱い)  
各指定都市担当部長 殿  
(行政情報化担当課扱い)

デジタル庁統括官付参事官 (地方業務システム基盤担当)  
総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室長  
(公印省略)

地方公共団体情報システムの統一・標準化に向けた取組の一層の推進等  
について (依頼)

平素より、行政のデジタル化の推進に御尽力及び御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」(令和 3 年法律第 40 号)(以下「法」という。)に基づく地方公共団体情報システムの統一・標準化については、法第 5 条第 1 項の規定に基づく「地方公共団体情報システム標準化基本方針」(令和 4 年 10 月 7 日閣議決定。以下「基本方針」という。)において、令和 5 年 4 月から令和 8 年 3 月までを「移行支援期間」と位置付け、地方公共団体の基幹業務システムが、令和 7 年度までに、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を目指すこととし、国はそのために必要な支援を積極的に行うこととしています。

ついては、地方公共団体情報システムの統一・標準化の取組を国と地方公共団体が一体となって推進するため、下記事項について御協力くださいますようお願いいたします。

なお、貴職におかれては、本通知の内容を庁内関係部局に周知するとともに、貴都道府県におかれては、貴管内市区町村(指定都市を除く。)に同旨を周知されますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1 標準準拠システムへの移行に向けた推進体制について

より効果的な移行支援のためには、自治体の移行状況や課題等を速やかに把握し、知見等を共有することが必要であり、市区町村の広域調整を担う都道府県の役割が一層重要となります。つきましては、貴都道府県においては、統一・標準化に係る市区町村との連絡会議を定期的開催すること等を通じて、貴管内市区町村の取組のフォローアップをしていただきますようお願いします。

また、総務省においては、移行が困難な自治体へのきめ細かなフォローアップをはじめとする、各都道府県との連絡や相談対応全般を行う団体ごとの担当者を設けております。また、今年度より、デジタル庁において、各地方公共団体の進捗確認や課題把握を通じた技術的側面からの支援のため、各都道府県からの派遣職員等による支援体制（以下「標準化リエゾン」という。）を設置予定です。デジタル庁及び総務省の各都道府県担当は相互に連携し、より一層の支援を進めてまいります。なお、標準化リエゾンの詳細については、別途、お知らせします。

今後、全国における取組状況や課題等の情報共有を図る観点から、市区町村との連絡会議にはデジタル庁及び総務省の各担当者を出席させていただきたく、当該会議の開催に当たっては、準備段階からできる限り早期に、以下の連絡窓口に御連絡くださいますようお願いいたします。

（連絡窓口）

・総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室

メール：[digital-kiban@soumu.go.jp](mailto:digital-kiban@soumu.go.jp)

## 2 市区町村へのデジタル人材の派遣について

各地方公共団体における取組を進めるに当たり、外部のデジタル人材の活用は効果的な選択肢であることから、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」を実施しており、取組の進捗に課題を抱える地方公共団体等にアドバイザーを派遣しております。貴管内市区町村に対してアドバイザーを派遣することが望ましいと考えられる場合には、積極的に御活用いただくよう、周知をお願いします。詳細は以下サイトをご参照ください。

○地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業

<https://www.soumu.go.jp/iken/management/index.html>

## 3 PMOツールの活用等について

総務省において運用している標準化PMOツールについて、「令和5年度における地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る進捗状況の把握等について（通知）（令和5年4月5日総行デ第110号通知）」等において、標準化に向けた取組の進捗状況を把握するため、必要な措置を講じていただくようお願いしたところです。改めて当該通知を確認いただくとともに、貴都道府県においては貴管内市区町村の入力状況を確認の上、入力漏れ等が見受けられる市区町村に対しては個別に状況を確認する等、きめ細かなフォローアップをお願いします。また、各地方公共団体において、毎月の進捗状況

を原則として翌月 10 日までに入力することを徹底していただきますよう御協力をお願いします。

標準化PMOツールで管理される各地方公共団体の進捗状況等に関する情報は、当該ツールを所管する総務省のほか、デジタル庁や関係省庁において、移行支援のために活用されます。

その他、基幹業務システムに係るベンダが撤退する等の課題が判明した場合は、都道府県から上記 1 の連絡窓口へ速やかに御連絡くださいますようお願いいたします。今後、デジタル庁では、標準準拠システム開発ベンダへのアンケート調査やヒアリングを目的とした「標準化推進ベンダ協議会（仮称）」の立上げを検討しているところであり、デジタル庁及び総務省では、当該協議会の場も活用しながら、関係省庁やベンダとも連携の下、これらの課題へ対応策を検討してまいります。

#### 4 移行推進マイルストーン（移行目標目安）の設定

デジタル庁及び総務省は、令和 7 年度末までの各地方公共団体における標準準拠システムへの移行を想定した作業スケジュールの目安として、別表のとおり、「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書【第 2.0 版】」（以下「移行手順書」という。）に記載の作業項目を基礎とした、移行推進マイルストーン（移行目標目安）を設定することとします。

デジタル庁及び総務省としては、関係省庁とともに、移行推進マイルストーンに基づいて、各地方公共団体の標準化の取組が円滑に進むよう支援してまいります。各地方公共団体においては、移行作業の安全かつ円滑な実施や、移行時期のできる限りの前倒しに繋がるよう、遅くとも各目標期限までにそれぞれのステップに係る作業の完了を目指し、標準準拠システムへの移行に取り組んでいただきますようお願いいたします。

(別表 移行推進マイルストーン)

移行段階	作業項目 (ステップ) ※	作業内容	完了期限 (目安)
フェーズ0 未着手	—	(未着手の自治体を0にする)	令和5年5月末
フェーズ1 計画立案	③-2	Fit&Gap 分析による課題の洗い出し	令和5年9月末
フェーズ2 システム選定	⑧-2	予算要求・財政部局等との調整	令和5年12月末
	⑩-2	ベンダの選定・決定	令和6年3月末
フェーズ3 移行	⑬-1	システム移行時の設定	令和6年11月末
フェーズ4 移行完了	—	(運用開始ステータス)	令和8年3月末

※ 別表中の「作業項目 (ステップ)」は、移行手順書 (図表 10 標準化・共通化対応に係る自治体作業の全体像) に示す作業項目です。具体の作業については、移行手順書をご覧ください。

以上

< 関連資料 >

- 地方公共団体情報システム標準化基本方針 (デジタル庁)  
[https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/c58162cb-92e5-4a43-9ad5-095b7c45100c/6dbf8e35/20221007\\_policies\\_local\\_governments\\_policy\\_02.pdf](https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/c58162cb-92e5-4a43-9ad5-095b7c45100c/6dbf8e35/20221007_policies_local_governments_policy_02.pdf)
- 自治体 DX 全体手順書 (総務省)  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000857180.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000857180.pdf)
- 自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書 (総務省)  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000857189.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000857189.pdf)
- 「デジタル改革共創プラットフォーム」について  
<https://www.digital.go.jp/get-involved/co-creation-platform/>
- その他、地方公共団体情報システムの統一・標準化の取組については、以下ページを御覧ください。  
デジタル庁ウェブサイト「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化」  
[https://www.digital.go.jp/policies/local\\_governments/](https://www.digital.go.jp/policies/local_governments/)

**【連絡先】**

デジタル庁統括官付参事官（地方業務システム基盤担当）

外圍（ほかぞの）、千葉、池端、與那嶺（よなみね）

電話 03-6891-1270

メールアドレス [git-local\\_package@digital.go.jp](mailto:git-local_package@digital.go.jp)

総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室

丸尾、小山内、結城、須藤、川合、鳥山、谷村、梅内、  
水口、中島

電話 03-5253-5364（直通）

メールアドレス [digital-kiban@soumu.go.jp](mailto:digital-kiban@soumu.go.jp)